

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
1 目的 （略） 2 用語の定義 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。 （１）共通 <u>1）モデル工事</u> 「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休２日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。 （２）モデル工事（現場閉所型） 1）モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。 2）<u>週休２日</u>	1 目的 （略） 2 用語の定義 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。 （１）共通 <u>1）建築工事</u> <u>この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）又は埼玉県建築工事積算基準を適用する工事をいう。</u> 2）モデル工事 「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休２日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。 <u>3）週休２日</u> <u>対象期間に４週８休以上の現場閉所（現場休息）又は休日の確保を行ったと認められる状態をいう。</u> （２）モデル工事（現場閉所型） 1）モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。 2）<u>４週８休</u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和６年１０月改正)

改正案	現行
①月単位の週休２日 対象期間_____ _____において、全 ての月で４週８休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、<u>28.5%</u>（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。 ②通期の週休２日 対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、<u>28.5</u>（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。 3）現場閉所 巡回パトロールや保守点検<u>など現場管理上必要な作業を行う場合</u>を除き、<u>対象期間中に</u>現場事務所での<u>事務</u>作業を含めて、<u>1</u>日を通して現場<u>や現場事務所</u>が閉所された状態をいう。 4）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。	対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」と呼ぶ。）が、 _____ <u>28.5%</u> （8日／28日）<u> </u>以上を達成したと認められる状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。 3）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等_____ _____を除き、_____現場事務所での_____作業を含めて<u>1</u>日を通して現場_____が閉所された状態をいう。 4）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

改正案	現行
<u>５）現場閉所（現場休息）日</u> <u>対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。</u> <u>６）対象期間</u> 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 <u>７）現場閉所（現場休息）率</u> <u>現場閉所（現場休息）率＝対象期間内の現場閉所（現場休息）日数÷対象期間の日数</u> （３）モデル工事（交替制） １）モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式をいう。 ２）<u>週休２日</u> <u>①月単位の週休２日</u>	<u>５）対象期間</u> 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 （３）モデル工事（交替制） １）モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式をいう。 ２）<u>４週８休</u> <u>対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」と呼ぶ。）が２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u>

改正案	現行
<u>対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</u> <u>②通期の週休2日</u> <u>対象期間において、4週8休（平均休日率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</u> 3) 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。 4) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。 5) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。<u>元請企業については、工事着手日から工事完成日までの期間、</u>下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。 6) 休日率 休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数	3) 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。 4) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。 5) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。 _____ _____ 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。 6) 休日率 休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

改正案	現行
7) 平均休日率 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数 3 現場閉所（現場休息）<u>日</u>及び休日等<u>の留意事項</u> (1) 天候不良等による振替 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所（<u>現場休息</u>）又は休日は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。 また、地元対応等をやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。<u>なお、月を跨いだ前後7日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休2日における現場閉所（現場休息）率や休日率を算出するには特に考慮するものとする。</u> <u><特に考慮する例></u>	7) 平均休日率 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数 3 現場閉所（現場休息）__及び休日__ <u>(1) 現場閉所（現場休息）とする日</u> <u>原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。</u> (2) 天候不良等による振替 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所__又は休日は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。 また、地元対応等をやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和6年10月改正)

改正案	現行
<u>令和6年8月31日(土曜日)は現場閉所の予定であったが、地元対応等でやむを得ず作業が生じ、令和6年9月2日(月曜日)を振替の日として、設定した。</u> <u>上記に伴い、8月単位での週休2日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後7日以内に振替の日に設定していることに考慮し、8月単位での週休2日は満たされているものとみなす。なお、この場合における9月2日(月曜日)は、9月単位での週休2日において、作業日とみなす。</u> <u>(2) 暦上の達成状況の考慮</u> <u>現場閉所(現場休息)率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・日曜日の閉所(休息)又は休日の確保では、4週8休(28.5%)に満たない月において、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所(休息)又は休日の確保を行っている場合は、4週8休(28.5%)を達成しているものとみなす。なお、通期の週休2日においても同様の取扱いとする。</u> 4 対象期間<u>外とする期間</u> 年末年始<u>休暇6日間(原則として、12月29日～1月3日)、</u>	<u>(3) 7日に満たない最終週</u> <u>7日に満たない最終週における現場閉所(現場休息)又は休日は、2日以内とする。</u> 4 対象期間_____ <u>(1) 現場閉所型における対象期間</u> 年末年始_____、

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
夏季休暇<u>３日間（原則として、８月１３日～１５日）</u>、工場製作のみ<u>の</u> _____ 期間、工事 _____ 一時中止 _____ 期間 _____、発注者があらかじめ対象外と _____ する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含 _____ <u>まない。</u> <u>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合</u>は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。	夏季休暇 _____、工場製作のみ _____ を実施している期間、工事全体を一時中止 _____ している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所の日としてカウントすることとする。 <u>（２）現場閉所（現場休息）率及び休日率算出における対象期間</u> <u>現場閉所（現場休息）率又は休日率を算出する際には、対象期間の日数を７で除して得られた数（あまりは切捨て）に７を乗じた数を、対象期間の日数として算出する。</u> <u><計算例></u> <u>対象期間が１５日の場合</u> $\frac{15}{7} = 2 \text{ あまり } 1$ $2 \times 7 = 14 \text{ 日}$ <u>この場合は、１４日を対象期間として計算する。</u>
５ 対象 <u>とする</u> 工事 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事	５ 対象 _____ 工事 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。 ＜対象外工事の例＞ ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等） ・対象期間が１か月未満の工事 ６ 発注方式 （略） ７ 積算方法等 （１）補正方法 モデル工事において、以下_____の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（_____ <u>設計金額</u>のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。	は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。 ＜対象外工事の例＞ ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等） ・対象期間が１か月未満の工事 ６ 発注方式 （略） ７ 積算方法等 （１）補正方法 モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（<u>予定価格</u> _____のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。 ① <u>４週８休以上（現場閉所（現場休息）率２８．５％（８日／２８日）以上）</u> <u>１．０５</u> ② <u>４週７休以上４週８休未満（現場閉所（現場休息）率２５％（７日／２８日）以上２８．５％未満）</u> <u>１．０３</u> ③ <u>４週６休以上４週７休未満（現場閉所（現場休息）率２１．４％（６日／２８日）以上２５％未満）</u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和６年１０月改正)

改正案	現行
1) 複合単価 複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に以下の①又は②の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ① 月単位の週休２日（現場閉所（現場休息）率２８．５％（８日／２８日）以上） １．０４ ② 通期の週休２日（現場閉所（現場休息）率２８．５％（８日／２８日）以上） １．０２ 2) 市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価及び補正市場単価は表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率を用いた以下の式により補正する。 【新営工事の場合】 ・ 市場単価 × 新営補正率 ・ 補正市場単価 × 新営補正率 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】 ・ 市場単価 × 新営補正率 ・ 補正市場単価 × 新営補正率	<u>１．０１</u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和６年１０月改正)

改正案	現行
【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】 ・ 市場単価 × 改修補正率 ・ 補正市場単価 × 改修補正率 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。 【新営工事、全館無人改修の場合】 ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率 【執務並行改修の場合】 ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率 （２）積算及び変更方法 ① モデル工事（現場閉所型） ４週８休以上を前提に、<u>「（１）①」及び「表A、表E、表Mの月単位の週休２日促進工事の補正率」</u>により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。	（２）積算及び変更方法 ① モデル工事（現場閉所型） ４週８休以上を前提に、__（１）__①_____により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、川口市建設工事請負契約基準約款第２４条に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。その際、４週６休以上であっても、（１）②及び③の</u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和６年１０月改正)

改正案	現行
<u>現場閉所（現場休息）率の達成状況を確認後、月単位の週休２日に満たない場合は、補正係数を「（１）１）②」及び「表Ａ、表Ｅ、表Ｍの通期の週休２日促進工事の補正率」に変更し、通期の週休２日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。</u> ② モデル工事（交替制） ４週８休以上を前提に、<u>「（１）１）①」及び「表Ａ、表Ｅ、表Ｍの月単位の週休２日促進工事の補正率」</u>により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 <u>平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休２日に満たない場合は、補正係数を「（１）１）②」及び「表Ａ、表Ｅ、表Ｍの通期の週休２日促進工事の補正率」に変更し、通期の週休２日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。</u> 【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）	<u>補正は考慮しない。</u> ② モデル工事（交替制） ４週８休以上を前提に、<u>（１）①</u>により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。 <u>平均休日率を確認後、４週８休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を（１）②又は③に変更して工事費を積算し、川口市建設工事請負契約基準約款第２４条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、４週６休に満たないものについては、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。</u> 【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和６年１０月改正)

改正案	現行
減額変更後の請負契約額 ＝当初請負契約額×(達成状況に応じた補正<u>係数</u>の_____ _____ <u>設計金額</u> ÷「(１) <u>１)</u> ①」及び「表A、表E、 <u>表Mの月単位の週休２日促進工事の</u> 補正率」に <u>より算定した</u> _____ <u>設計金額</u>)	減額変更後の請負契約額 ＝当初請負契約額×(達成状況に応じた補正_____率の設計 価格_____／_____ (１) _____①_____ _____による補正率_____ _____の設計価格_____)
８ 対象工事である旨等の明示 発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙１に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙２の特記仕様書を<u>明示</u>_____するものとする。	８ 対象工事である旨等の明示 発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙１に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙２の特記仕様書を_____添付するものとする。
９ 実施方法等 (１) 週休２日の確認方法 週休２日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ① 工事着手前 ・受注者は、週休２日を前提とした工程表等を提出する。 ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休２日が確保されていることを確認する。 ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程	９ 実施方法等 (１) 週休２日の確認方法 週休２日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ① 工事着手前 ・受注者は、週休２日を前提とした工程表等を提出する。 ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休２日が確保されていることを確認する。 ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
表等を作成する。 ② 工事着手後 ・監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。 ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）<u>又は休日</u>の実績が記載された工程表等により、定期的（４週間ごとを基本とする）に対象期間内の現場閉所（現場休息）又は休日の日数を確認する。 ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。 ・発注者は、現場閉所（<u>現場休息</u>）の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。 ・受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。 ③ 工事完成時（工事検査前） ・受注者は、週休２日の実施状況が確認できる資料（作業日報、出勤簿等）を発注者に提示し、達成状況について発注者	表等を作成する。 ② 工事着手後 ・監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。 ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）_____の実績が記載された工程表等により、定期的（４週間ごとを基本とする）に対象期間内の現場閉所（現場休息）又は休日の日数を確認する。 ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。 ・発注者は、現場閉所_____の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。 ・受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。 ③ 工事完成時（工事検査前） ・受注者は、週休２日の実施状況が確認できる資料（作業日報、出勤簿等）を発注者に提示し、達成状況について発注者

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
の確認を受ける。 ・発注者は、週休２日の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について、必要となる<u>変更</u>契約を行う。 ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を協議により決定し、これに基づき<u>変更</u>契約を行う。 ④ その他留意事項 ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。 （２）適正な工期の確保 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。	の確認を受ける。 ・発注者は、週休２日の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について、必要となる<u>精算変更</u>の契約を行う。 ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を協議により決定し、これに基づき<u>精算変更</u>の契約を行う。 ④ その他留意事項 ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。 （２）適正な工期の確保 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。 <u>（３）工事成績評定</u> <u>発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、工事成績評定において適切に評価する。</u>

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
１０ その他 （略） 附則 この要領は、令和４年９月１日以降に入札手続きを行う工事に適用する。 附則 この要領は、令和６年４月１日以降に契約を締結する工事に適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和６年１０月１日から施行する。</u> <u>ただし、令和６年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。</u>	１０ その他 （略） 附則 この要領は、令和４年９月１日以降に入札手続きを行う工事に適用する。 附則 この要領は、令和６年４月１日以降に契約を締結する工事に適用する。

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
表A 建築工事の補正率 （※新旧対象表上では省略）	
表E 電気設備工事の補正率 （※新旧対象表上では省略）	
表M 機械設備工事の補正率 （※新旧対象表上では省略）	

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案		現行	
別紙 1		別紙 1	
入札公告 別表		入札公告 別表	
特記事項	本工事は、川口市建築工事における「 <u>週休２日制モデル工事</u> 」 <u>試行要領（令和６年１０月版）</u> の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。	特記事項	本工事は、川口市建築工事における_____「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する		※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	
指名通知書		指名通知書	
週休２日制モデル工事 本工事は、川口市建築工事における「<u>週休２日制モデル工事</u>」<u>試行要領（令和６年１０月版）</u>の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。		週休２日制モデル工事 本工事は、川口市建築工事における_____「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。	
※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する		※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	

川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和６年１０月改正）

改正案	現行
別紙２	別紙２
川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （１）本工事は、川口市建築工事における「<u>週休２日制モデル工事</u>」<u>試行要領（令和６年１０月版）</u>の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（<u>令和６年１０月版</u>）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。	川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （１）本工事は、川口市建築工事における_____「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市建築工事における「週休２日制モデル工事」試行要領_____によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。
※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する